

報告第10号

予算の繰越しについて

地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年度 呉市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな卸資産 の購入限度額	説 明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金等			
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	天応西条3丁目配水管 布設及び枝線築造 工事	9,000,000	0	9,000,000	0	8,100,000	900,000	0	0	関連事業との調整に不 測の日数を要したため
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	阿賀南地区枝線築造 及び配水管布設工事	11,000,000	0	11,000,000	0	10,000,000	1,000,000	0	0	関連事業との調整に不 測の日数を要したため
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	広駅前1丁目外配水 管布設及び枝線築造 工事	11,000,000	0	11,000,000	0	10,000,000	1,000,000	0	0	関連事業との調整に不 測の日数を要したため
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	広駅前2丁目外配水 管布設及び枝線築造 工事	5,000,000	0	5,000,000	0	4,500,000	500,000	0	0	関連事業との調整に不 測の日数を要したため
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	天応大浜1丁目外配 水管布設工事	4,000,000	0	4,000,000	0	3,600,000	400,000	0	0	関連事業との調整に不 測の日数を要したため

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな卸資産 の購入限度額	説 明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金等			
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	休山東部幹線配水管 布設工事	150,886,000	83,886,000	67,000,000	0	28,100,000	38,900,000	0	0	土質状況に伴う施行能 率の低下により、不測 の日数を要したため
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	吉浦中町3丁目外配 水管布設工事	50,000,000	0	50,000,000	5,184,000	38,000,000	6,816,000	0	0	国の補正予算による増 額のため
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	朝日町外配水管布設 工事	111,000,000	0	111,000,000	33,633,000	54,800,000	22,567,000	0	0	国の補正予算による増 額のため
合 計			351,886,000	83,886,000	268,000,000	38,817,000	157,100,000	72,083,000	0	0	